

フリースクール利用支援事業費補助金交付要綱

山梨県教育委員会

（趣旨）

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、不登校児童生徒家庭の経済的負担を軽減するため、市町村又は市町村教育委員会（市町村の一部事務組合を含む。）（以下「補助事業者」という。）が実施するフリースクール利用料の支援に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 教育長は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として教育長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 本事業に係る補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金等交付申請書及び添付書類の様式及び提出期限）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要関係書類（様式第1号の2及び様式第1号の3）を添えて、別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の通知）

第5条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 教育長は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助事業者は 補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要関係書類（様式第3号の2及び様式第3号の3）を添えて、を提出し、教育長の承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、教育長から規則第10条の規定により補助事業の執行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により教育長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に必要な関係書類(様式第4号の2及び様式第4号の3)を添え、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 教育長は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、精算払いとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第13条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>不登校児童生徒家庭の経済的負担を軽減するために補助事業者が行うフリースクール利用料を支援する事業</p>	<p>補助事業者が以下の①から③のいずれかに該当する小中学生が利用するフリースクールの利用料に対する補助金として当該児童生徒（在籍学校で指導要録上の出席扱いを認めているフリースクールの利用者に限る。）の保護者等へ支給した経費</p> <p>①生活困窮世帯 ②ひとり親世帯 ③多子世帯（22歳までの就学中の子どもが3人以上）</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て） 1人当たり月額15,000円を上限とする。</p>	<p>1 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

様式第1号

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

所在地
申請者名
代表者名 印

フリースクール利用支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、フリースクール利用支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 交付申請額 ¥

4 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第1号の2)
- (2) 収支予算書 (様式第1号の3)
- (3) その他必要な書類

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

(申請者) 殿

山梨県教育委員会教育長

フリースクール利用支援事業費補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあったフリースクール利用支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付けで申請のあったフリースクール利用支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

3 補助事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに教育長に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

らない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 規則、その他の法令若しくはこの要綱又はこれに基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
 - イ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - ウ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - エ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
 - 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて教育長に報告しなければならない。
 - 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

所在地
申請者名
代表者名 印

フリースクール利用支援事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、フリースクール利用支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更後の交付申請額 円
- 3 差引増減額 円
- 4 変更（中止・廃止）の理由及び内容
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書 (様式第3号の2)
 - (2) 収支予算書 (様式第3号の3)
 - (3) その他必要な書類

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第4号

番
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

所在地
申請者名
代表者名 印

フリースクール利用支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、フリースクール利用支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第4号の2）
- 2 収支決算書（様式第4号の3）
- 3 その他添付書類
- 4 補助金の支払の方法
支払方法 口座振替
金融機関名
支店名
預金種別
口座名義（カナ）
口座番号

担当者所属	
担当者職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第5号

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県教育委員会教育長

フリースクール利用支援事業費補助金額の確定通知書

フリースクール利用支援事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額 円

(申請者) 殿

山梨県教育委員会教育長

フリースクール利用支援事業費補助金変更交付決定通知書

○年○月○日付け 第 号で申請のあったフリースクール利用支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）第5条第1項の規定により、次のとおり変更して交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、○○年○月○日付け 第 号で申請のあったフリースクール利用支援事業とし、その内容は変更承認申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
今回の増減額	円
- 3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。